

広島高等裁判所令和 6 年(ネ)第 232 号損害賠償請求控訴事件
 [原審:広島地方裁判所三次支部令和 5 年(ワ)第 16 号]

準 備 書 面 (壱)

(送達場所)

〒727-0021 広島県庄原市三日市町 309

控訴人(原告) 高野 邦 夫

〒101-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

被控訴人(被告) 国

令和 7 年 2 月 10 日作成 広島高等裁判所民事第 4 部 御 中

附 属 書 類

| 標 目 | |
|----------|--------|
| 甲第 6 号証、 | 写し 1 通 |

記

第一. 控訴趣旨の補遺

1. 第 1 回口頭弁論期日の令和 6 年 10 月 2 日(水)、岡村結衣裁判官は、開廷後僅か数分で結審し、被控訴人国の主張どおりの判決を下し、控訴人の請求を棄却した。
2. 肝要なのは「裁判とは何か」であるが、端的に言えば「事実を確定して判断する事」である。
3. 事実を確定するためには、せめて訴状ぐらいは目を通す必要がある。然るに神ならぬ最高裁判所の長官を含む 15 名の裁判官では夥しい数の上告事件に目を通す事は物理的に不可能なのである(甲第 5 号証)。
4. 結局、建設業法で禁止される「丸投げ」の如く、書記官等に「丸投げ」したものと推認される。
5. 甲第 6 号証は、平成 11 年(オ)第 1231 号の三下り半決定である。これには「単なる法令違反」という「理由擬き」が付されている。

第二. 結 語

1. 簡略ながら控訴趣旨(理由)書の補遺を述べた。
2. 原審判決は国の主張に与し、始めより控訴人敗訴を仕組んだ如何様判決と言えよう。
3. 国の答弁書の提出が、かなり遅れたので詳述できないが、ものの数分で結審とは、断じて裁判と言えるものではない。

以上控訴人 こう の くに お 高野 邦 夫